

…| RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント＆ファイナンシャルプランニング

2008年11月 第61号 By FP Compass

◇究極のがん治療

陽子線（粒子線）治療施設



総合南東北病院外観

福島県郡山市に東北地方初の陽子線治療施設が10月オープンしました。

オープンに先立って8月28日(木)に総合南東北病院のがん陽子線治療センターにて施設の説明会が開催されました。

説明会に参加・見学をした浅見洋子が報告いたします。

「がん」は過去には「不治の病」と怖れられてきましたが、医療や科学技術の進歩にともない、その治療法も変わりつつあります。

今回「総合南東北病院(福島県郡山市)の南東北がん陽子線治療センター」を見学し、治療の特長について学んできました。

現在、国内で陽子線などの粒子線治療ができる施設は6ヶ所開設されております。

当施設で国内7番目の施設となり、民間の施設としては世界初となります。

医学的に効果が認められている「がん」の主な治療方法として

- * 外科療法(手術によりガン細胞を除去)
- * 化学療法(抗ガン剤などの化学物質を投与してがん細胞を弱める)

* 放射線療法(がん細胞を放射線で退治する)があります。

残念ながらそれどうしても副作用が多少あるのが現状ですが、苦痛や副作用を抑えた新しい治療、その究極の治療法が「陽子線治療」です。

陽子線治療とは、陽子(水素原子から電子を除いた原子核)を用いた「粒子線治療」のひとつです。(他に重イオン線治療も有り)

加速器で陽子を高速近くまで加速して、がん病巣に照射します。

陽子線の優れた特長は、ある一定の深さにて最大の効果を発揮することにあります。

そのために身体の周辺組織に影響を及ぼさず、がん病巣を焦点化して充分な線量を照射する治療が可能となるわけです。

実際の照射は1~2分程度です。

病巣に的を絞ってピンポイントで狙い撃ちできるため、正常細胞を傷つけず、副作用

を極力抑えられるとともに、大きな治療効果が得られ、外科手術や従来の放射線では治療が難しかった疾患にも有効性が確認されています。

正確に腫瘍の大きさや位置を見極める画像診断と高精度の照射を可能とするテクノロジーの進歩がもたらした究極の治療法ともいえるでしょう。

【陽子線(粒子線治療の特長】

- 正常組織への損傷が少ない。
- 放射線の影響を受けやすい器官の近くにあるがん細胞にも照射できる。
- 仕事と日常生活を続けながら、外来での照射が可能。
- 高齢者にも優しい治療法である。
- 治療後の社会復帰に支障をきたさない。

などと大変メリットの大きい治療法です。

ところが、大きなデメリットもあります。

それは、治療費がかなり高額なことです。

国内の国公立の施設でも、大体300万円位だそうです。健康保険のきかない自由診療となるので、全額自己負担となります。

ちなみに米国では約1,000万円もの費用がかかるため、米国国内で陽子線治療を受けるよりも、交通費と長期滞在費をかけても、日本で治療を受ける方が安く上がります。

そのため、海外からも注目されています。

料金は1回の照射ではなく、一連の陽子線治療全体となります。

このような高額治療法における防衛策とし

て「診断給付金の大きなタイプまたは複数回支払いのできるがん保険」「高度先進医療給付金の特約付きの医療保険」「自由診療型がん保険」などに加入することにより、この陽子線治療の費用を全部または一部を手当することが可能となります。

治療後も、従来と同様な社会生活を営めるよう「QOL」の高い治療方法を選択できるようにすることが重要であると考えます。

これらのがん治療は、不快感や苦痛が全くなく、通院で治療ができるというメリットもあり、仕事を続けながら、あるいは長期休暇で心身リラックスしながら治療にあたることもできます。

これまでのがん医療のイメージとは全く違った治療風景が見られるようになるかもしれません。



南東北がん陽子線治療センター外観

◇高額医療・高額介護合算制度

2008年4月に「高額医療・高額介護合算制度が始まりました。

世帯内で医療と介護の費用を合わせた自己負担額が一定の額を超えた場合、申請を

すれば上限を超えた分が支給される制度ですが、詳細についてはあまり知られていないのが現状です。

家族内でも異なる医療保険制度に加入していると合算ができない場合があるなど、注意が必要となります。世帯によっては医療費と介護費の大幅削減につながります。

この新制度の大きな特徴は「介護保険」と「医療保険」という異なる公的保険制度の自己負担額を合算できるという点です。

夫婦や親子で医療保険と介護保険を利用し、合わせた負担額が高額になる場合が想定されます。

新制度は、医療と介護の自己負担額の合算に上限を付け、超過分を「高額介護合算療養費」として支給されます。

もともと医療保険と介護保険にはそれぞれ、世帯の所得に応じた自己負担額の上限があります。

医療保険では「高額療養費制度」を利用できます。

* 70歳未満で所得区分が一般

$$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$$

* 70歳未満で所得区分が上位所得者

$$150,000\text{円} + (\text{医療費} - 500,000\text{円}) \times 1\%$$

上記計算式にて得られた金額を超える部分(月単位となります)は払い戻しになるか、または、事前申請により、医療機関に支払う金額の限度額となります。

70歳以上の方は、自己負担金は更に小さくなります。

一方、介護保険にも「高額介護サービス費

制度」があります。

介護保険のサービス利用費は原則1割負担ですが、その負担月額が37,200円(住民税課税世帯)を超えると、市町村に申請することで超過部分が戻ってきます。

新しい合算制度を使ったシミュレーションをしてみます。

例えば夫婦ともに75歳以上で、一般的所得区分の世帯が高額の医療費と介護費を払った場合。

従来は高額療養費制度と高額介護サービス費制度を利用して、世帯で年間約98万円までは負担しなければなりませんでした。

新制度では負担額の上限が56万円となり負担額がかなり減ります。

ただし、この制度を利用するに当たって、領収書の原本が必要となります。

所得税上の医療費控除(年間20万円以上)とも併用できますので、実質負担はさらに軽減されることもあります。

しかし、新制度は同じ世帯内の医療費と介護サービス費を合算できますが、この場合の「世帯」とは住民票の世帯とは違います。

ここでは、同じ医療保険制度に加入している世帯を指しています。

特に75歳以上の方々は後期高齢者医療保険制度となるため、同居の家族が健康保険組合に加入している場合は、合算ができません。国民健康保険の場合も同じです。

公的医療保険制度同士の合算ができないのは中途半端といえますし、今後、高齢者医療制度の見直しで変わらかも知れません。

◇AIGについて

当社が取り扱っている生命保険会社8社の中で「アリコ・ジャパン」と「AIGエジソン生命保険」の親会社がアメリカのAIGとなっています。まず最初に、上記保険会社に加入されているお客様および関係者の皆様には大変なご心配をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

ちなみに他の6社は全く関係ありません。

ニュース等で連日報道されましたが、皆様ご承知のように公的資金の注入により、最大の懸念は解消されました。

その後、公的資金の返済プランの中に、アリコジャパンとAIGエジソン生命保険の事業売却(株式譲渡)が報道されました。

この度は、株主が変わるだけで保険契約に影響はありませんのでご安心ください。

なお、別紙の保険会社による案内や、主な質問に対する回答を同封していますので、ご覧いただければと思います。

また、保険会社に対するお問い合わせ先も掲示しておりますので、ご心配と思われるお客様は保険会社、または当社までご一報いただければと思います。

◇秋は睡眠にとって大事な季節

秋の睡眠は重要といわれています。

睡眠時間は日照時間などに左右されるため季節によって異なり、夏が最も短くなります。暑くて寝苦しいこともあります、睡眠不足になります。

反対に冬は睡眠時間は長くなりますが、睡眠の質が一年の中で最も悪くなります。

その理由として、日中の活動量が減るうえ寒さで緊張して睡眠中も身体が休息できない場合があるそうです。暖房をすれば大丈夫と思われがちですが不眠症は冬に多くなる傾向といわれています。

夏も冬も睡眠に適さないからこそ秋の睡眠は重要となります。

夏の睡眠不足を解消しないまま冬に突入すると、身体にさまざまな害を引き起こすこともあります。典型的な例として、集中力や意欲の低下があり、交通事故やうつ病につながりやすくなります。また、免疫機能が低下し「がん」や「感染症」にもかかりやすくなるとされています。

糖尿病や肥満などあらゆる生活習慣病が睡眠不足と深い関わりを持っています。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 木村正照 阿部 信 工藤 進 大西忠兵衛 佐藤豊彦 阿部 尊
高橋詔之 高橋治子 佐藤和一 浅見洋子 大木隼人 深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp